
青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案して、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするもの。

2 改正対象条例

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 青森市職員の給与に関する条例 | 【第 1 条・第 2 条】 |
| (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 | 【第 3 条・第 4 条】 |
| (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 | 【第 5 条・第 6 条】 |
| (4) 青森市特別職の職員の給与に関する条例 | 【第 7 条・第 8 条】 |

3 主な改正内容

ア 給料表の改定

- (1) 青森市職員の給与に関する条例 …………… 【第 1 条】

①行政職給料表

高卒程度初任給 12,200 円(194,500 円→206,700 円)、大卒程度初任給 12,000 円(225,600 円→237,600 円)をはじめ若年層に重点を置いて、全ての職員の給料月額を引上げ改定(平均改定率 3.05%)

②その他(公安職、教育行政職、医療職)の給料表

行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 …………… 【第 3 条】

給料表について、行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 …………… 【第 5 条】

給料表について、行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

イ 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和 7 年度

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員 (第 1 条)	期末	1. 250	1. 250 → 1. 275	2. 500 → 2. 525	+ 0. 025
	勤勉	1. 025	1. 025 → 1. 100	2. 050 → 2. 125	+ 0. 075
再任用職員 (第 1 条)	期末	0. 700	0. 700 → 0. 725	1. 400 → 1. 425	+ 0. 025
	勤勉	0. 500	0. 500 → 0. 525	1. 000 → 1. 025	+ 0. 025
任期付研究員 (第 3 条)	期末	1. 725	1. 725 → 1. 775	3. 450 → 3. 500	+ 0. 05
特定任期付職員 (第 5 条)	期末	0. 950	0. 950 → 0. 975	1. 900 → 1. 925	+ 0. 025
	勤勉	上限 0. 850	上限 0. 850 → 0. 925	上限 1. 700 → 1. 775	+ 0. 075
特別職及び 市議会議員 (第 7 条)	期末	1. 700	1. 700 → 1. 800	3. 400 → 3. 500	+ 0. 10

(参考)

会計年度任用 職員	期末	1. 250	1. 250 → 1. 275	2. 500 → 2. 525	+ 0. 025
	勤勉	1. 025	1. 025 → 1. 100	2. 050 → 2. 125	+ 0. 075

令和 8 年度以降

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員 (第 2 条)	期末	1. 250 → 1. 2625	1. 275 → 1. 2625	2. 525	—
	勤勉	1. 025 → 1. 0625	1. 100 → 1. 0625	2. 125	—
再任用職員 (第 2 条)	期末	0. 700 → 0. 7125	0. 725 → 0. 7125	1. 425	—
	勤勉	0. 500 → 0. 5125	0. 525 → 0. 5125	1. 025	—
任期付研究員 (第 4 条)	期末	1. 725 → 1. 750	1. 775 → 1. 750	3. 500	—
特定任期付職員 (第 6 条)	期末	0. 950 → 0. 9625	0. 975 → 0. 9625	1. 925	—
	勤勉	上限 0. 850 → 0. 8875	上限 0. 925 → 0. 8875	上限 1. 775	—
特別職及び 市議会議員 (第 8 条)	期末	1. 700 → 1. 750	1. 800 → 1. 750	3. 500	—

(参考)

会計年度任用 職員	期末	1. 250 → 1. 2625	1. 275 → 1. 2625	2. 525	—
	勤勉	1. 025 → 1. 0625	1. 100 → 1. 0625	2. 125	—

ウ 宿日直手当の改定【第 1 条】

区分	手当額
普通宿日直	4,400 円 → 4,700 円 (+300 円)
医師宿日直	30,000 円 → 31,500 円 (+1,500 円)

4 施行期日

第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条 [令和 7 年度に係る改定]

公布の日（適用日を令和 7 年 4 月 1 日とする。）

第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条 [令和 8 年度以降に係る改定]

令和 8 年 4 月 1 日

5 改定に伴う影響（令和 7 年度）

給料表の改定、期末手当、勤勉手当の引上げに係る影響額

733,195 千円の増

【参考】会計年度任用職員に対する報酬、期末手当及び勤勉手当の引上げに係る影響額

255,773 千円の増

6 その他（令和 8 年第 1 回定例会に改正案を提出予定）

○通勤手当の改定

- ・自動車等使用者に対する支給額の上限を引上げ

区分	上限距離区分	上限手当額
四輪自動車	80 km → 100 km	46,000 円 → 66,200 円 (+20,200 円)
四輪自動車以外	60 km (改定なし)	24,500 円 → 27,300 円 (+2,800 円)

- ・駐車場等の利用に対する通勤手当（月 5,000 円上限）を新設

※青森県人事委員会規則の改正案が未達であり、距離区分等の詳細が確認できないため、令和

8 年第 1 回定例会に改正案を提出予定（施行期日：令和 8 年 4 月 1 日）